



自家発入門 42

自家発電設備の設置工事に関する法規制について

今月号の自家発入門では、建設業法により自家発電設備の設置工事を行おうとする場合、工事業者に対して義務づけられている建設業の許可等の規制について解説します。

Q 1

自家発電設備の設置工事を行おうとする工事業者に対して規制する法令がありましたら教えてください。

A 1

常用、非常用を問わず自家発電設備の設置工事は、建設業法上の「建設工事」に該当することから、工事業者には同法による建設業の許可等の規制が課せられます。

Q 2

「建設業の許可」とは、どのようなものですか。

A 2

建設業法第3条の規定に基づき、建設業を営もうとする者は、**表1の「建設業の区分」**に応じて、また、政令で定める**表2の「軽微な建設工事」**のみを行おうとする者を除いて、建設工事の種類ごとに、**国土交通大臣（※1）**、又は**都道府県知事（※2）**の許可を受けなければならぬとされています。

自家発電設備の設置工事を行おうする場合も、同様に許可が必要になります。

※1. 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合

※2. 一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

表1 建設業の区分

| 区分 | 内容 |
|-------|---|
| 特定建設業 | 1件の建設工事につき、その工事を下請に出す場合で、その契約金額が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となる場合。 |
| 一般建設業 | 上記以外の者が受けなければならない。 |

注. 同一の建設業者が、同一業種の特定建設業と一般建設業の両方の許可を受けることはできない。

表2 軽微な建設工事

- ・建築一式工事で1件の請負代金が1,500万円に満たない工事
又は延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事
- ・建築一式工事以外の1件の請負代金が500万円に満たない工事

Q3

許可が必要な建設工事の種類には、どのようなものがありますか。
また、自家発電設備の設置工事を行おうとする場合には、どの建設工事の種類に該当し、どの業種区分の許可が必要になりますか。

 日本機工株式会社

自家発電設備設計・据付工事・パッケージ消音器・排気消音器・燃料タンク等の製作・保守点検・整備工事

本 社 〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-1 第一大門ビル

TEL.03(3436)6521 FAX.(3436)6526

栗橋工場 〒349-1103

埼玉県久喜市栗橋東6丁目19番8号

TEL.0480(52)3311 FAX.(52)6810

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

建設業の許可は、土木建築に関する29種類の建設工事を対象とし、**表3の建設工事の種類**ごとに許可が与えられます。このうち、自家発電設備の設置工事に

該当する業種は、**表4右欄の「建設工事の例示」**から判断し、発電設備工事として「電気工事業」に、内燃力発電設備工事として「機械器具設置工事業」に、それぞれ該当するものとみられます。

表3 建設業の許可が必要な建設工事と業種

| 建設工事の種類 | 許可業種 |
|-----------------|------------------|
| 土木一式工事 | 土木一式工事業 |
| 建築一式工事 | 建築一式工事業 |
| 大工工事 | 大工工事業 |
| 左官工事 | 左官工事業 |
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工工事業種業 |
| 石工事 | 石工事業 |
| 屋根工事 | 屋根工事業 |
| 電気工事 | 電気工事業 |
| 管工事 | 管工事業 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事業 |
| 鉄筋工事 | 鉄筋工事業 |
| 舗装工事 | 舗装工事業 |
| しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事業 |
| 板金工事 | 板金工事業 |
| ガラス工事 | ガラス工事業 |
| 塗装工事 | 塗装工事業 |
| 防水工事 | 防水工事業 |
| 内装仕上工事 | 内装仕上工事業 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 |
| 熱絶縁工事 | 熱絶縁工事業 |
| 電気通信工事 | 電気通信工事業業 |
| 造園工事 | 造園工事 |
| さく井工事 | さく井工事業 |
| 建具工事 | 建具工事業 |
| 水道施設工事 | 水道施設工事業 |
| 消防施設工事 | 消防施設工事業 |
| 清掃施設工事 | 清掃施設工事業 |
| 解体工事 | 解体工事業 |

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

Q 4

「A 3」の解説を踏まえて、その場合、建設業の許可はどのように受けることになるのでしょうか。

A 4

表5の「建設業許可事務ガイドラインについて(抜粋)」(平成13年)において、

建設工事を区分する考え方に基づき、許可業種区分の考え方方が示されています。

自家発電設備の設置工事が「電気工事業」か「機械器具設置工事業」のどちらに該当するのか。

この考え方に基づき判断することになり、自家発電設備に携わる多くの工事業者は、「電気工事業」と「機械器具設置工事業」の両方の「建設業の許可」を受けています。

表4 建設工事に応じた工事内容等

| 建設工事（※1） | | 建設工事の内容（※2） | 建設工事の例示（※3） |
|----------|-----------|---------------------------------------|--|
| 種類 | 業種 | | |
| 電気工事 | 電気工事業 | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事 | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事 | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 |

※1. 建設業法別表第1 ※2. 「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」（昭和47年3月8日 建設省告示350号 最終改正 昭和60年10月14日 建設省告示第1368号） ※3. 「建設業許可事務ガイドラインについて別表1」（平成13年4月3日 国総建第97号 最終改正 令和7年2月1日 国不建第161号）

表5 建設業許可事務ガイドラインについて(抜粋) (平成13年国総建第97号)

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(7) 電気工事

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(17) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。